

令和5年度東京都中小企業制度融資要項【3月15日改定版】

第1 総則

1 目的

この要項は、都内の中小企業者及び組合に対し、事業の活性化及び経営の安定化など事業に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要項における用語の定義は、次の表のとおりとする。

用語	定義																														
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																														
中小企業者	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金^{※1}</th> <th>従業員数^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等^{※2}</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） </td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業^{※4}</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅行業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医療法人等^{※5}</td> <td>（条件なし）</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1} 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。 ^{※2} 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 [業種例] 建設業、不動産業、運送業、出版業 など ^{※3} 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。 ^{※4} 飲食業を含む。 ^{※5} 医業を主たる事業とする法人 ○対象となる法人の例 ・会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社並びに士業法人である監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人） ・医業を主たる事業とする法人（医療法人並びに医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人） ・特定非営利活動法人 </p>	業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}	製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅行業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}	医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下
業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}																													
製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下																													
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}																													
卸売業	1億円以下	100人以下																													
小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下																													
サービス業	5,000万円以下	100人以下																													
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
旅行業	3億円以下	300人以下																													
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}																													
医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下																													

組合	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいう。</p> <p>○対象となる組合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合等 																		
小規模企業者	<p>信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。</p> <p>(1) 法人(組合を除く。)又は個人事業者 次の表のいずれかに該当するもの</p> <table border="1" data-bbox="422 548 1492 936"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業 等^{※1}</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業^{※2}</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 旅行業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 宿泊業、娯楽業</td> <td>20人以下 ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医 療 法 人 等^{※4}</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など</p> <p>※2 飲食業を含む。</p> <p>※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。</p> <p>※4 医業を主たる事業とする法人</p> <p>(2) 組合 事業協同小組合、企業組合及び協業組合</p>	業 種	従業員数	製 造 業 等 ^{※1}	20人以下	卸 売 業	5人以下	小 売 業 ^{※2}	5人以下	サ ー ビ ス 業	5人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下	旅行業	20人以下	宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}	医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下
業 種	従業員数																		
製 造 業 等 ^{※1}	20人以下																		
卸 売 業	5人以下																		
小 売 業 ^{※2}	5人以下																		
サ ー ビ ス 業	5人以下																		
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下																		
旅行業	20人以下																		
宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}																		
医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下																		
指定金融機関	<p>総則の8(7ページ)で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関をいう。</p>																		
保証協会	<p>東京信用保証協会をいう。</p>																		
あっせん機関	<p>総則の5(5~6ページ)で定める融資申込受付機関のうち指定金融機関及び保証協会以外のものをいう。</p>																		
一般保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「一般保証に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
特例保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「保険特例に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
セーフティネット保証	<p>信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証をいう。なお、セーフティネット保証を利用する場合、中小企業者及び組合は、信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかに該当することについて、区市町村長の認定を受ける必要がある。</p> <p><認定対象事由の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。 7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。 8号 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが再生可能である。 																		
プロパー融資	<p>信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資をいう。</p>																		

3 融資対象の基本要件

原則として次の（１）から（４）までを全て満たすことを要する。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- （１）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （２）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （３）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （４）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

4 融資条件

次の表のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

資金使途	融資ごとに定める。 なお、既往融資の返済を資金使途として新規の融資を申し込む場合、その融資により返済することのできる既往融資は、原則として次の（１）及び（２）に限る。 （１）東京都中小企業制度融資要項に基づく融資制度（東京都環境保全資金融資を含む。）のうち保証協会の保証付融資 （２）東京都内の区市町が実施している融資制度のうち保証協会の保証付融資
融資限度額	融資ごとに定める。
融資期間	融資ごとに定める。
融資利率 （年率）	融資ごとに定める。 融資利率に固定金利と変動金利が記載されている制度については、固定金利と変動金利のうちから、 借入申込者が選択 できるものとする。 また、「融資時の金利が完済まで適用される」と定める場合、金利の引下げを行う場合及び当初実行時の金銭消費貸借契約に対する変更契約等を締結する場合を除いて、融資期間中に融資利率の条件を変更することはできない。融資利率の条件を変更する場合は、当初の融資実行日から条件変更後の完済予定日までの融資期間に対して条件変更日時点の要項で定めている融資利率条件の範囲内で行うものとする。 ただし、利子補給付き融資については、別段の定めがある場合を除いて、利子補給対象期間中の融資利率の条件を変更することはできない。 なお、この要項で表示する融資利率は、令和５年４月から令和５年９月までに、中小企業者等からの融資申込に伴い融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた場合の利率である。１０月以降の融資利率は、９月中旬頃に公表する。
返済方法	融資ごとに定める。
融資形式	融資ごとに定める。
信用保証	保証協会による保証を必要とする。ただし、一般事業融資のうち組合向けは、保証協会による保証の有無を任意とする。
保証形態	信用保証の形態は個別保証とする。ただし、一般事業融資のうち極度枠設定は、根保証とする。

責任共有制度の適用	責任共有制度が適用される。ただし、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合がある。											
信用保証料	<p>保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の一部又は全部を補助する融資がある。ただし、信用保証料を分割納付する場合は、この補助の対象としない。</p> <p>なお、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合には以下整理表のとおり信用保証料を上乗せすることとする。</p> <p>(「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」より作成) 対象要件と保証料率の上乗せの整理表※</p> <table border="1" data-bbox="408 593 1437 929"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 593 831 674"></th> <th data-bbox="831 593 1134 674">直近決算期において 債務超過でない</th> <th data-bbox="1134 593 1437 674">直近決算期において 債務超過である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 674 831 801">直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない</td> <td data-bbox="831 674 1134 801">保証料率+0.25%</td> <td data-bbox="1134 674 1437 801">保証料率+0.45%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 801 831 929">直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である</td> <td data-bbox="831 801 1134 929">保証料率+0.45%</td> <td data-bbox="1134 801 1437 929">(本制度の対象外)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="408 929 1437 963">※法人の設立後2事業年度の決算がない者の場合は「保証料率+0.45%」</p>				直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)
	直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である										
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%										
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)										

保証人	<p>必要となる場合がある。ただし、法人代表者（実質的な経営権を持っている者等を含む。）を除き連帯保証人は不要とする。また、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。</p> <p>なお、国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、融資申込者が次の（１）から（２）のいずれかに該当する場合又はその他協会が特に認める場合に、法人代表者の保証を不要とすることができる。また、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、融資申込者が次の（３）に該当する場合は法人代表者の保証を徴求しない。（「経営者保証に関するガイドライン」「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等の改正等があった場合には、都の別途通知に基づき、当該改正等を踏まえた扱いとする。）</p> <p>【「経営者保証に関するガイドライン」に基づく要件】</p> <p>（１）申込金融機関が、そのプロパー融資について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく２期連続赤字でもない等の要件を充足している場合</p> <p>（２）法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合</p> <p>【「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づく要件】</p> <p>（３）次の要件のアからオのいずれにも該当すること。なお、法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあってはアからウまでに掲げるものを、２期目の決算が未了の者にあってはウに掲げるものをそれぞれ除くものとする。</p> <p>ア 過去２年間（法人の設立日から２年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合</p> <p>イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない場合</p> <p>ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合</p> <p>エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合</p> <p>オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合</p>
物的担保	<p>原則として、新規の保証の種別（一般保証又は特例保証のいずれか一方）における保証付融資の合計残高（新規の保証額を含め、「CLO 対応資金融資」の保証債務残高を含めない。）が 8,000 万円以下の場合は無担保とし、8,000 万円を超える場合は物的担保を必要とする。ただし、保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合でも物的担保が必要となる場合がある。また、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。</p> <p>なお、中小企業金融安定化特別保証（平成 13 年 3 月 31 日以前の信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号の認定に基づく保証）と一般保証の残高が併存する場合、その保証付融資残高の合計が 1 億円を超える場合は原則として物的担保を要する。</p>

8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

次の表のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、東京都内に設置された本支店等とする。

金融機関名 (92) (五十音順) ※令和6年3月15日時点				
普通銀行 46行		信用金庫 29金庫	政府系金融機関 1金庫	漁協・農協系統 金融機関2連合会
足利	三井住友	青木	商工組合中央金庫	東京都信用農業 協同組合連合会 東日本信用漁業 協同組合連合会
阿波	三井住友信託	朝日		
伊予	三菱UFJ	足立成和	信用組合 14組合	あすか 東 共立 江東 七島 青和 全東栄 第一勸業 大東京 東京厚生 東浴 中ノ郷 ハナ 文化産業
SBJ	武蔵野	青梅		
愛媛	山口	亀有		
大垣共立	山梨中央	川崎		
香川	横浜	興産		
北日本	りそな	小松川		
京都		西京		
きらぼし		さわやか		
きらやか		芝		
群馬		湘南		
京葉		城南		
高知		城北		
埼玉りそな		昭和		
静岡		巣鴨		
静岡中央		西武		
常陽		世田谷		
スルガ		瀧野川		
大光		多摩		
第四北越		東栄		
大東		東京		
千葉		東京三協		
千葉興業		東京シティ		
中国		東京東		
筑波		東京ベイ		
東京スター		飯能		
東邦		目黒		
東和		横浜		
徳島大正				
栃木				
富山第一				
八十二				
東日本				
百十四				
北陸				
北國				
みずほ				
取扱制度				
<p>総則の5 (5~6ページ) のとおりとする。</p> <p>ただし、融資利率(年率)を「固定金利」又は「変動金利」から選択することができる制度について、以下の5金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。</p> <p>・あすか信用組合, 東信用組合, 江東信用組合, 東浴信用組合, 中ノ郷信用組合</p>				

二 経営者保証非提供促進型（略称：経保非提供促進）

I 目的

信用保証付き融資について、中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、保証料率の引上げを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できることを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させ、もって中小企業の事業の発展に資することを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。
（国の全国統一保証制度）

IV 融資条件

	経営者保証非提供促進（略称：経保非提供促進）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	対象の保証毎に8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱による。
保証人	徴求しない。
物的担保	徴求しない。
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱に定めるとおりとする。

三 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）

I 目的

経営者保証非徴求の取組による信用収縮を防止し、民間における取組浸透を促すことを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次の①から④までの全てを満たすもの。（国の全国統一保証制度）
 - ① 資産超過であること。
 - ② EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却費））が15倍以内であること。
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること。
 - ④ 返済緩和している借入金が無いこと。

IV 融資条件

	プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）
資金用途	運転資金 なお、総則の4の「資金用途」に定めるもののほか、原則として経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー融資（事業性資金）の全てが借り換えの対象となる。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）。ただし、申込金融機関における融資限度額（既往の本制度残高も含む。）は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。

八 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、「組合向け」は融資申込受付機関が定める書類とする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
事業・受注	対応する受注の内容が確認できる資料の写し	1 部
経保非提供促進	Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」※	1 部
プロパー経保	国の保証制度要綱に定める「財務要件等確認書」※	各1部
	国の保証制度要綱に定める「借換債務等確認書」※	
助成つなぎ	「補助金・助成金つなぎ」申込書（様式16）	各1部
	補助金・助成金の事業申請書の写し	
	補助金・助成金の交付決定通知書の写し	
組・官公需	官公需適格特例を受ける場合、官公需適格組合証明書の写し	1 部

※ 東京信用保証協会のHPからダウンロード可能。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。また、「組合向け」は次のとおりとする。

(1) 商工組合中央金庫が申込みを受け付けた場合

ア 保証協会の保証を付ける場合

総則の6に定めるとおりとする。ただし、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

イ 保証協会の保証を付けない場合

商工組合中央金庫は、審査の上、融資する。

なお、ア又はイのいずれの場合においても、転貸資金については、商工組合中央金庫が所定の方法により条件どおりの転貸がなされたことを確認する。

(2) 東京都中小企業団体中央会が申込みを受け付けた場合

東京都中小企業団体中央会は、融資の対象に該当するか否かを審査し、適当と認めたものに意見を付し、商工組合中央金庫へ送付する。商工組合中央金庫は、保証協会の保証を要するかを判断し、以降の処理は上記（1）による。

III 関係書類の表示

事業一般の関係書類には「事業・小企」、経営者保証非提供促進型（事業一般）の関係書類には「経保非提供促進」、プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）の関係書類には「プロパー経保」、クイックつなぎ（事業一般）の関係書類には「事業つなぎ」、補助金・助成金つなぎの関係書類には「助成つなぎ」、極度枠設定の関係書類には「極度」、組合向けの関係書類には「組」の表示をする。ただし、事業一般（受注対応特例）の関係書類には「事業・受注」、組合向け（官公需適格特例）の関係書類には「組・官公需」の表示をする。

三 経営改善（略称：経営改善）

I 目的

経営支援機関等による支援を受け改善・再生計画を策定した東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、金融と経営支援の一体的取組を推進し、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
事業計画書	次の（1）から（3）までの内容を全て満たすもの又は含むものをいう。 （1）計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として5事業年度を最長の期間とする。 （2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 （3）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
経営サポート会議	中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するものをいう。
コロナ関連融資	以下の融資メニューの総称とする。 ・危機対応融資（略称：危機対応）※1 ・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応） ・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換） ・感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国） ・新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国） ・新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応） ・事業転換・業態転換等支援融資（略称：事業・業態転換）※2 ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（略称：コロナ借換） ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（略称：ウクライナ・円安等） ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資（略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）

※1 新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

※2 令和4年度までの受付分のみ。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、（4）を満たすものは、【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイに該当すること。

ア 改善支援（略称：改善支援）

保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けていること。

イ 改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】（略称：都改サポ感染）

国の「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱」に定める要件に該当すること。（国の全国統一保証制度）

（4）上記（1）及び（2）、並びに（3）イの全てを満たした上で、コロナ関連融資の融資残高があること。【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】

IV 融資条件

	改善支援（略称：改善支援）																								
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、改善計画の実施に必要な資金に限る。																								
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度の「経営支援（融資対象2）」、令和元年度の「経営支援（融資対象2）」及び令和2年度以降の「改善支援」の既往融資残高を含める。

改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】 (略称：都改サポ感染)																															
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。																														
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																														
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）																														
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.7%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.2%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.4%以内</td></tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合^{※2}></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.5%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.6%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.2%以内</td></tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																													
	3年超 5年以内	1.8%以内																													
	5年超 7年以内	2.0%以内																													
	7年超 10年以内	2.2%以内																													
	10年超	2.4%以内																													
融資期間	3年以内	1.5%以内																													
	3年超 5年以内	1.6%以内																													
	5年超 7年以内	1.8%以内																													
	7年超 10年以内	2.0%以内																													
	10年超	2.2%以内																													
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																														
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																														
信用保証料	Ⅲ（3）イで定める国の保証制度要綱による。																														
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。 なお、本融資における経営者保証免除対応 ^{※3} を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																														
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																														
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、Ⅲ（3）イで定める国の保証制度要綱に定めるとおりとする。																														

※1 令和元年度の「経営支援（融資対象3）」及び令和2年度以降の「改善サポート」の既往融資残高を含める。

※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での本融資による借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができる。

※3 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除確認書」記入日時点における直近決算まででのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの

貸付等) について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】

目的

新型コロナウイルス感染症等の影響によって抜本的な経営改善や事業再生が必要な事業者に対し、「改善サポート」の利用（保証付債務を資本的劣後化する場合等の借換融資としての利用を含む）にあたり生じる経費を都が支援することにより、金融と経営支援の一体的取組を推進し、経営の安定を図ることを目的とする。

融資条件

	フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）
信用保証料以外の融資条件	改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】（略称：都改サポ感）に準ずる。
信用保証料	事業者負担なしとなるよう都が補助する。

四 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5(5~6ページ)に定めるとおりとする。ただし、経営セーフは、認定書の有効期間内に、経営一般のうち、倒産等企業に債権を有していることを理由として申し込む場合は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から1年以内に申し込むものとする。なお、改善サポートは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保証申込受付(東京信用保証協会の受付)とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5(5~6ページ)に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5(5~6ページ)に定める書類	所定部数
経営セーフ	区市町村長の認定書(信用保険法第2条第5項に係る認定)	1部
経営一般	次の(1)及び(2)の書類 (1)「経営一般」該当届(様式33) (2)融資対象であることが確認できる書類の写し	各1部
改善支援 融資対象(3)ア	次の(1)及び(2)の書類 (1)「改善支援」支援証明申請書(様式36)の写し※ (2)「改善支援」に係る改善計画書(様式37)の写し	各1部
改善サポート 融資対象(3)イ	Ⅲ(3)イで定める国の保証制度要綱に定める計画書の写し(経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」)	1部
フェニックス 金融支援	「フェニックス金融支援パッケージ」該当届(様式38)	1部

※ 支援団体には、個人情報の利用に関する同意書(様式39)を提出すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6(6ページ)に定めるとおりとする。ただし、改善サポートの申込受付は指定金融機関に限られるため、あっせん機関受付及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

経営セーフの関係書類には「経営セーフ」、経営一般の関係書類には「経営一般」、経営改善の改善支援の関係書類には「改善支援」、改善サポートの関係書類には「都改サポ感染」、フェニックス金融支援の関係書類には「フェニックス」を表示する。

IV 倒産等企業の届け出

- (1) 倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から1年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿(様式34)」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとする。
- (2) 東京都は、倒産等企業の届出書を受理したときは、その写しを速やかに保証協会に送付する。
- (3) 倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとする。

五 その他

経営一般の融資対象(3)キに該当する場合は、融資条件等その他について、別に定める。